

(別 紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人
諮問日 令和6年3月28日
諮問番号 諮問第166号

答 申 書

答申日 令和8年2月25日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

処分庁（世田谷区長）（以下「処分庁」という。）の審査請求人（以下「請求人」という。）に対する支給認定処分（令和5年4月19日付け。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、世田谷区長（処分庁）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第30条の5第1項の規定に基づき請求人に対し行った本件処分（令和5年4月19日付け）について、請求人が、本件処分は違法又は不当である等と主張して、本件処分の取消し等を求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第2条第1項は「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」と規

定している。この基本理念の下に行う子ども・子育て支援給付の一つとして挙げられる子育てのための施設等利用給付については、法第30条の5第1項において、「前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。」と規定し、同条第3項において、「市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の施設等利用給付認定内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。」と規定している。

- (2) また、世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例（以下「条例」という。）第3条の2は、「小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。」と規定し、世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（以下「規則」という。）第5条の2は、「条例第3条の2第1項の申請は、認定を受けようとする法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分により、施設等利用給付認定申請書（1号認定用）（第4号の2様式）又は給付認定申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。」と規定している。
- (3) 内閣府作成の幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ（以下「FAQ」という。）4-11では、「教育・保育給付認定と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。」との見解が示されている。

2 処分内容及び理由

令和5年3月25日、請求人は、処分庁宛に、給付認定申請書（以下「本件給付認定申請書」という。）を郵送し、実施機関に同年4月14日

に到達した。

令和5年4月19日、処分庁は本件処分を行い、請求人に送付した。

令和5年5月19日、処分庁は請求人に対し、利用費請求書に記載された施設等利用日は給付認定がない期間のため、給付対象外である旨を通知した。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

日 付	経 過
令和5年7月20日	請求人及び請求人の代理人（以下「代理人」という。）は、本件処分に対し、行政不服審査法第2条に基づき審査請求を行った。
令和5年8月22日	審査庁は、審理員へ審理員指名書（令和5年8月22日付）を送付した。また、請求人及び代理人へ審理員の指名について（通知）（令和5年8月22日付）を送付した。
令和5年9月5日	審理員は、処分庁へ弁明書の提出等について（令和5年9月5日付）を送付した。
令和5年9月25日	処分庁は、審理員へ弁明書（令和5年9月25日付）を提出し、審理員は、同日これを受領した。
令和5年9月26日	審理員は、請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出等について（令和5年9月26日付）を送付した。 審理員は、処分庁へ質問書の送付等について（令和5年9月26日付）を送付した。
令和5年10月5日	処分庁は、審理員へ質問書に対する回答及び資料の提出について（令和5年10月4日付）を提出し、審理員は同月5日これを受領した。
令和5年11月2日	代理人は、審理員へ反論書（令和5年10月30日付）を提出し、審理員は、同年11月2日これを受領した。
令和5年11月6日	審理員は、処分庁へ反論書の送付等について（令和5年11月6日付）を送付した。
令和6年2月22日	審理員は、請求人及び代理人並びに処分庁へ審理手続の終結等について（通知）（令和6

	年2月22日付)を送付した。
令和6年3月18日	審理員は、審査庁へ審理員意見書(令和6年3月18日付)を提出した。
令和6年3月28日	審査庁は、行政不服審査会へ諮問した。また、審査庁は、請求人及び代理人へ審査会諮問通知書(令和6年3月28日付)を通知した。

第4 審理員意見書の要旨

請求人の請求は、棄却されるべきである。

1 審理段階における審理関係人の主張

(1) 請求人の主張

①代理人は、請求人の子に係る給付認定申請を既に出して給付認定を既に受けていると誤って認識していたため、令和5年4月12日に利用費請求書を提出して令和4年度分の施設等利用給付費及び補助金を請求したものである。

②上記の誤った認識を生じたのは、代理人の情緒不安と注意欠如が著しく目立っていた時期であったことから生じたケアレスミスによる。

③令和4年4月時点で請求人の子に係る子育てのための給付認定申請がなかったにも関わらず、処分庁は認定希望日についての助言やフォローアップを行っておらず、請求人の子の保育の状況について確認することを怠っていたことは、法第3条第1項第2号に違反するものである。

④処分庁は、多子を育てている家庭への理解を柔軟性をもって対応する必要がある、以上から、認定期間を令和4年4月1日からとすべきである。

(2) 処分庁の主張

①法第30条の5第1項は、小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、施設等利用給付認定を受けなければならないとしている。

②FAQにおいて、施設等利用給付は認定の申請を前提としており、認定申請の始期について、認定開始日は認定の申請日より遡及することはできない、としている。

③郵送による給付認定の申請については、処分庁の担当課において書類が過不足なく揃った日を認定開始日として処理をしている。

④処分庁は、法令の規定やFAQの見解に従って、適正に本件処分をしている。

2 審理段階における論点整理

本件処分は、違法又は不当なものであるか。

3 審理員意見の理由

(1) 本件処分の違法不当について

①本件不交付処分の違法性について

法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、社会のあらゆる構成員が、各々の役割を果たすことを理念としている。(法第2条)

法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者が子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、給付認定を受けなければならないと定めており(法第30条の5第1項)、給付認定を受けることは施設等利用給付を受ける条件とされている。そして、給付認定申請について申請ができる期間は特段定められていないため、いつでも申請することができる一方、処分庁における申請に対する処分は、申請のあった日から原則として30日以内にしなければならないとされている。

(法第30条の5の第5項)。また、給付認定を受けた保護者は、毎年、支給要件に関する労働又は疾病の状況等家庭において必要な保育を受けることが困難であることについて届け出なければならないとされている。(法第19条第2号、第30条の7、法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。)第28条の6)。

給付認定の認定開始日をどのように定めるべきかについて法その他関係法令に具体的な規定はなく、各市区町村長の合理的な裁量に委ねられているものと解される。もっとも、法に基づく給付認定等の事務は全国で統一的に行われるようにする必要がある。そのため、市区町村が行う支援法に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じなければならないとされている国において(法第3条第3項)、FAQを発行するなどしている。自治体向けFAQの定めは法令ではないものの、その定めが法その他関連法令の解釈を明らかに誤っているなど特段の事情がある場合を除けば、市区町村長がこれに従って事務を行っている限り、原則として当該市区町村長に裁量の濫用等があるとはいえない。

区には、遅くとも令和元年10月18日版自治体向けFAQの4-11「認定開始日の遡及について」において、「施設等利用給付認定につ

いても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。」としており、これは現在の自治体向けFAQにおいても変更されていない。前記のとおり、給付認定を受けることは施設等利用給付を受ける条件となっていること、認定は申請後30日以内にしなければならないこと、給付認定を受けた保護者は、法及び支援法施行規則により、毎年、支給要件に関する労働又は疾病の状況等家庭において必要な保育を受けることが困難であることについて届け出なければならないとされており、支給要件について毎年確認することが予定されていること等からすれば、給付認定は、認定申請がされた時点において、支給要件を満たしているか否かの判断をして認定し、その後の給付の根拠とする仕組みと解される。

申請日において、市区町村長は申請書の審査をして認定することが可能になると考えられていることからすれば、認定開始日を、実際に認定されることが期待できる申請日より前に遡及することはできないとする自治体向けFAQは、法等の法令の解釈から見ても合理的であり、明らかに誤っているものとは認められない。

本件処分において、処分庁は、郵送された給付認定申請書（以下「本件申請書」という。）が処分庁の担当課に到着して審査することが可能となった令和5年4月14日を認定開始日としており、これは上記自治体向けFAQの記載に従って行われたものと認められる。

したがって、本件処分において認定開始日を令和5年4月14日としたことについて、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものということとはできない。

また、その他にも本件処分について、不当又は違法と評価されるような事実は認められない。

（2）審査請求人の主張について

請求人の主張について検討すれば、次のとおりである。

請求人は、令和4年4月時点で請求人の子に係る給付認定申請がなかったにも関わらず、処分庁は認定希望日についての助言やフォローアップを行っておらず、請求人の子の保育の状況について確認することを怠っていたことは、法第3条第1項第2号に違反するものである旨を主張する。

しかし、子育てのための施設等利用給付は、対象となる年齢の子ども

のうち、保護者が現に施設型給付費等の給付を受けていない子どもの保護者が申請をすることにより給付されるものであり（法第30条の4）、給付認定は、給付の申請があった場合に、速やかに給付の対象であるか否かの判断をして給付ができるように、給付を受けようとする保護者は認定を受けるように定められている（法第30条の5第1項）。給付を受けるか否かの判断は、個々の保護者が、自身の就労状況や子どもの生育環境などを踏まえて必要に応じてすべきものであって、市区町村が必ず給付をしなければならないというものではない。

一般論として、給付認定申請がされていないすべての家庭に対して処分庁が申請漏れがないかのフォローをすることは望ましいことであるにしても、それがなくことによって、直ちに法第3条第1項第2号に違反するものと評価することはできない。本件においては令和4年4月時点で処分庁の職員が請求人らの申請を妨害したような事情もなく、単に請求人らが申請することを失念していたというのであり、処分庁がフォローをしていなかったことのみにより、本件処分が不当違法となるものではない。

請求人は、処分庁は、多子を育てている家庭への理解と柔軟性を持って対応する必要がある旨主張しており、そのこと自体は否定されるものではない。しかし、認定開始日の定め方について、多子世帯に対して異なる対応をすべきであるような特別の事情は認められないから、本件処分の違法不当の判断に影響する者ではない。

請求人は、その他コロナによる収入減少によるストレスなど請求人らの事情も主張するが、請求人個人の事情であり、いずれも本件処分の違法不当の判断に影響するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書等により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- (1) 請求人は、令和4年度の施設等利用給付費の対象となる認識でいたため、原処分を取り消すとの裁決に加え、新たに交付年月日を令和4年4月1日とする支給認定処分を求めている。
- (2) 法に定める子育てのための施設等利用給付に係る支給要件の規定を理

解しているため、本件申請書に加え必要書類を全て揃えた上で提出期限の令和5年4月12日までに提出した。

- (3) 子育てのための施設等利用給付は認定の申請を前提としており、認定申請の始期について、認定申請日は認定の申請より前に遡及することはできないことは理解しているが、代理人は請求人の子の給付認定申請を既に出しており、施設等利用給付の認定を既に受けているとの認識であったため、令和5年4月12日に令和4年度分の施設等利用給付費及び補助金を請求し、「対象外のお知らせ」を受け取った際に初めて認定を受けていない旨を発覚した。
- (4) 実施機関は認定の申請手続きに係る案内を送付しているとの記載であったが、令和4年4月時点で請求人及び代理人から申請がなかったにも関わらず、認定希望日についての助言及びフォローアップも行わず、代理人に認定希望日や請求人の子の就学状況について確認することを怠ったことが、法第3条1項2号に反することを理由とし、本件処分のうち認定開始日を令和4年4月1日（令和4年度）であるとして、変更を求める。
- (5) なお、上記（3）で指す「給付認定申請を既に出しており、子育てのための施設等利用給付の認定を既に受けているとの認識であった」とは純粋にケアレスミスであり、代理人の情緒不安と注意欠如が著しく目立っていた時期でもあった。
- (6) 以上のことから、本件審査請求を認めるべきであり、多子を育てている家庭への理解と柔軟性を強く求めている。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求を棄却する裁決を求めている。

- (1) 法第30条の4は、子育てのための施設等利用給付にかかる支給要件を規定している。そして、法第30条の5第1項において、「前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。」と規定し、同条第3項において、「市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の施設等利用給付認定内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認

定保護者に通知するものとする。」と規定している。

- (2) 条例第3条の2は、「小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。」と規定し、規則第5条の2は、「条例第3条の2第1項の申請は、認定を受けようとする法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分により、施設等利用給付認定申請書（1号認定用）（第4号の2様式）又は給付認定申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。」と規定している。
- (3) 内閣府作成のFAQ4-11において、施設等利用給付は認定の申請を前提としており、認定申請の始期について、認定開始日は認定の申請日より前に遡及することはできない、としている。
- (4) これらを本件についてみると、処分庁は、令和5年4月14日に請求人から本件給付認定申請書を受取り、内容を確認したところ、請求人が認定を希望する期間について、令和4年4月1日から（令和4年度）との記載があったが、FAQのとおり、認定開始日は遡ることはできないため、受理日である令和5年4月14日を交付年月日とする本件処分を行ったものである。
- (5) また、請求人は、審査請求書中「5 審査請求の趣旨及び理由」の「（2）理由」において、「請求人は令和4年度の施設等利用給付費の対象となる認識でいた」と主張しているが、法第30条の5に規定しているとおり、施設等利用給付は認定を受けていることが前提となっている。令和4年度において、請求人からの施設等利用給付認定の申請がない以上、処分庁が請求人の子にかかる認定をすることができず、処分庁は、認定がない令和4年4月から令和5年3月までの施設等利用にかかる給付決定は行うことはできないため、請求人の主張には理由がない。
- (6) なお、処分庁においては、毎年1月に、施設等利用給付費認定の対象年齢に達する児童がいる家庭の保護者あてに、認定の申請手続きにかかる案内を発送している。請求人の子については、令和4年4月時点で施設等利用給付費認定の対象となっていたため、令和4年1月24日に同案内を送付している。
- (7) 以上のことから、本件処分は、法等に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 答申の理由

1 認定した事実

- (1) 請求人及び代理人（以下「請求人ら」という。）は、請求人を申請者とし、請求人の子を申請児童と、認定を希望する期間を令和4年4月1日から小学校就学前までとする旨等が記載された法第30条の5第1項に基づく給付認定のための本件申請書を、また、代理人を請求者とし、申請児童が令和4年4月から令和5年3月までの間に利用した認可外保育施設一時預かり事業・病児保育・子育て活動支援事業に関する利用費請求書を、令和5年4月12日の消印がされた郵便により、処分庁宛に郵送し、同月14日に処分庁に到達した。
- (2) 処分庁は、当該申請児童について、認定区分を「満3歳以上・保育認定」、認定事由を「就労」、保育必要量を「標準時間」、有効期間を令和7年3月31日まで、交付年月日を令和5年4月14日とする支給認定証を令和5年4月19日付けで発行し、請求人に送付した。
- (3) 令和5年5月19日、処分庁は、代理人に対し、利用費請求書に記載された請求人の子の施設等利用日は給付認定が無い期間のため、給付対象外である旨を通知した。
- (4) 請求人は、令和5年7月20日付け審査請求書を提出して本件審査請求を申し立てた。

2 審査会の判断

法は、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識を確認したうえで（法第2条第1項）、法第30条の4各号に掲げる「小学校就学前子ども」の保護者が子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、保護者が申請を行い、給付認定を受けなければならないと定めている（法第30条の5第1項）。この給付認定の申請については、法律上、特段の定めがないが、適正かつ円滑な事務処理のために国が作成したFAQの4-11によれば（参照、法第3条第3項）、認定開始日は認定の申請日より前に遡及することはできないとされており、このFAQの内容それ自体に不合理な点は認められない。そうすると、特段の事情がない限り、保護者は希望する認定開始日よりも前の時点において申請を行うべきであるといえる。

これを本件についてみるに、請求人は令和4年度（2022年度）分の施設等利用給付認定の申請を令和5年（2023年）3月25日付けの文書で郵送により行っており、処分庁は当該文書を令和5年（202

3年) 4月24日に収受している。そのため、2022年度分については、認定開始日より前の時点で申請が行われていたとは認められない。そうすると、2022年度分の給付認定の申請を拒否した本件処分に違法または不当な点があるとはいえない。

なお、請求人は、令和4年4月時点で請求人の子に係る給付認定申請がなかったにもかかわらず、処分庁は認定希望日についての助言やフォローアップを行っておらず、請求人の子の保育の状況について確認することを怠っており、このことは、法第3条第1項第2号に違反するものである旨、主張する。しかし、請求人が指摘する法第3条第1項第2号はいわゆる責務規定であり、行政機関が果たすべき役割を確認したものであり、行政機関に対して具体的義務を課したものではない。そもそも、子育てのための施設等利用給付は、対象となる年齢の子どものうち、現に施設型給付費等の給付を受けていない子どもの保護者が申請をすることにより給付されるものであり、給付を受けるか否かの判断は、個々の保護者が、自身の就労状況や子どもの生育環境等を踏まえて必要に応じてすべきものである。したがって、処分庁が保護者との関係で給付認定申請の漏れの有無を確認すべき義務を負っているとはいえない。また、これを根拠に特定の処分が特定の請求人との関係で違法性が生じるとはいえない。

さらに、請求人は、処分庁は多子を育てている家庭への理解と柔軟性を持って対応する必要がある旨、主張する。しかし、認定開始日について、多子世帯を特別扱いすべき法的義務が処分庁にあるとは認められない。よって、請求人の上記主張は、本件処分の違法不当の判断に影響するものではない。

以上から、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第7 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

第8 審査会の経過

日付	審議経過
令和6年3月28日	(諮問第166号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和7年9月4日	(令和7年度第5回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年12月11日	(令和7年度第8回審査会) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き諮問事項を審査した。
令和8年1月28日	(令和7年度第9回審査会) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き諮問事項を審査した。
令和8年2月25日	(答申第166号) <ul style="list-style-type: none"> ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
 副会長 土田 伸也
 委員 太田 航平
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志